

八千代市污水適正処理構想

令和 5 年度

八千代市上下水道局

目 次

1	「八千代市污水適正処理構想」とは	1
2	構想見直しの理由	1
3	污水処理施設の種類	1
4	八千代市における污水処理施設整備の現状と課題	2
5	構想見直しの手順	3~4
6	構想見直しの結果	5~7

1 「八千代市污水適正処理構想」とは

「八千代市污水適正処理構想」とは、国及び千葉県が示す基本方針に基づき、市内全域を対象として効率的かつ効果的に污水处理施設整備を実施するために、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備区域を設定するものです。

本構想は平成 7 年度に策定され、平成 14 年度、平成 22 年度、平成 29 年度に見直しを実施しており、今回 4 度目の見直しを行います。

また、污水適正処理構想は県内全市町村が一斉に策定し、千葉県が策定する「千葉県全県域污水適正処理構想」に反映されます。

2 構想見直しの理由

千葉県では、今後の污水处理について、污水处理施設未整備区域の早期解消と共に、整備済みの污水处理施設の老朽化に伴う改築・更新対策が重要な課題と捉えています。

そこで、より効率的な污水处理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくため、令和 4 年 3 月に「全県域污水適正処理構想見直し 市町村作業マニュアル」を改訂しています。

本市においても千葉県のマニュアル改訂を受け、「八千代市污水適正処理構想」の見直しを行います。

3 污水处理施設の種類

污水处理施設の種類は、污水を 1 箇所を集めて処理する集合処理と、各家庭ごとに污水を処理する個別処理に大別されます。

・集合処理

公共下水道や農業集落排水施設のように、複数の家庭からの污水を管渠で集約し、終末処理場で処理します。

市街地や比較的家屋が密集した集落の污水处理に適しており、整備に長い期間を要します。

・個別処理

各家庭ごとに合併処理浄化槽を設置し污水を処理します。

家屋がまばらな地区の污水处理に適しており、短期間で整備が可能です。

4 八千代市における汚水処理施設整備の現状と課題

1) 汚水処理施設整備の現状

本市では、印旛沼流域関連公共下水道による集合処理と、合併処理浄化槽による個別処理の2つの処理方法で汚水を処理しています。

令和2年度末時点での汚水処理人口普及率は97.8%（公共下水道92.5%、合併処理浄化槽5.3%）となっており、県平均89.5%、全国平均92.1%に比べてかなり高い水準となっています。

2) 汚水処理施設整備の課題

①施設の老朽化

市内で最も古い下水道管は、勝田台地区に昭和40年代前半に布設され、それ以降は昭和40年代後半から50年代までに多くの管渠が布設されています。

下水道管の法定耐用年数は50年とされており、これから布設後50年を迎える管が増えることとなります。このため、八千代市下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な修繕・改築を行っていく必要があります。

また、平成5年度に運転を開始した北部汚水中継ポンプ場も老朽化が進み、機械設備などを適宜修繕しながら運転を行っていますが、今後、大規模な更新工事が必要となっています。

②厳しい財政状況

平成27年7月に平均改定率5.27%の下水道使用料の値上げを実施し、それまで悪化していた経営状況の改善を図りました。

しかし、今後も汚水量及び下水道使用料の大きな増加は見込まれないことに加え、これから必要になる汚水処理施設の改築更新や浸水対策事業の強化に伴い多額の事業費が予定されており、下水道整備への投資効果をこれまで以上に慎重に検討する必要があります。

③執行体制の若年齢化

近年、公共下水道事業に関する豊富な知識や技術を持ったベテラン社員の多くが定年を迎え、職員の若年齢化が進んでいます。下水道事業に関する知識や技術は、現場での実務経験により習得するものが多く、今後もサービスの水準を維持するためには、これらを継承させ、職員の育成を図ることが重要となります。

5 構想見直しの手順

「八千代市污水適正処理構想」は、前述のとおり千葉県が策定する「千葉県全県域污水適正処理構想」に反映されるため、千葉県との協同で見直しを行います。

構想見直しの手順は、次の「図 1」に示すとおりです。

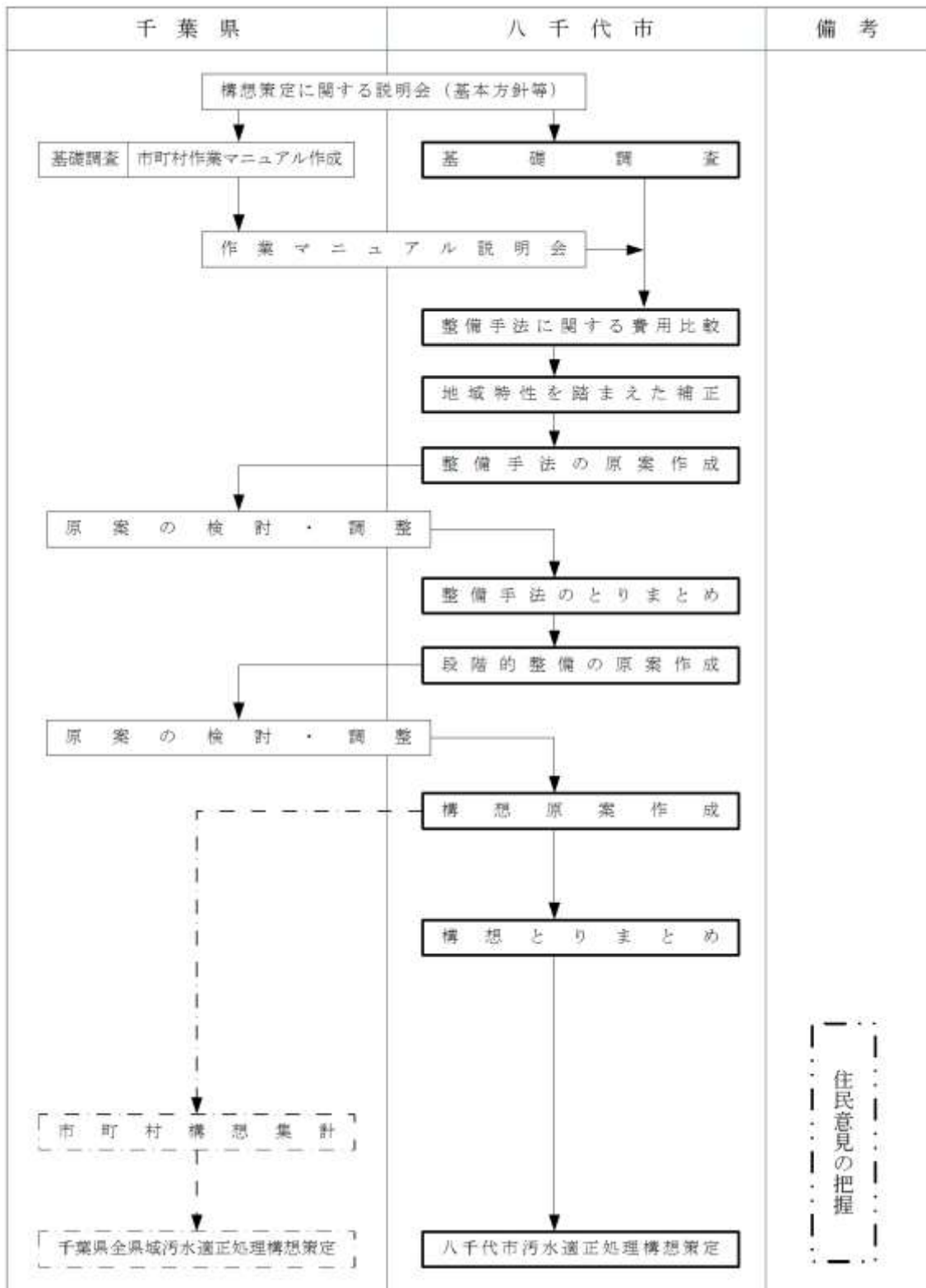


図1 八千代市汚水適正処理構想見直しの手順

6 構想見直しの結果

本市の汚水処理人口普及率は、県平均、国平均に比べてかなり高い水準となっておりますが、今後は、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大、集中豪雨等による都市型水害に対応するため、雨水対策施設の更なる整備が求められています。

また、前回と同様、今回の構想見直しについても、千葉県が定めた基本方針には、時間軸等の観点が盛り込まれており、汚水処理の早期概成が求められています。

以上のこと及び本市の厳しい財政状況も踏まえ、「全県域汚水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル（令和4年3月）」に基づき構想の見直しを行った結果、本市における公共下水道による集合処理区域は原則として市街化区域のみとし、整備までに長い期間を要する市街化調整区域については、短期間で整備可能な合併処理浄化槽による個別処理区域に定めます（既整備区域、開発予定区域等を除く）。

構想見直しの結果は、次の「表1」及び「図2」に示すとおりになります。

約2,373haを印旛沼流域関連公共下水道による集合処理区域とし、短期目標、中期目標、長期目標の達成を目指して整備を進めます。

また、約2,606haを合併処理浄化槽による個別処理区域とし、単独浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

表 1 八千代市污水適正処理構想見直し結果

	令和 2 年度末 実 績		令和 6 年度末 短期目標		令和 16 年度末 中期目標		令和 31 年度末 長期目標	
	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)
公共下水道	187,353	2,011	190,252	2,011	187,405	2,048	176,933	2,373
合併処理浄化槽	10,765	—	10,963	—	9,047	—	7,685	—
小 計	198,118	—	201,215	—	196,452	—	184,618	—
未処理地区	4,443	—	3,826	—	3,104	—	0	—
合 計	202,561	—	205,041	—	199,556	—	184,618	—

※短期（令和 6 年度末）は下水道事業として、本構想を踏まえた下水道計画の見直しを予定しています。

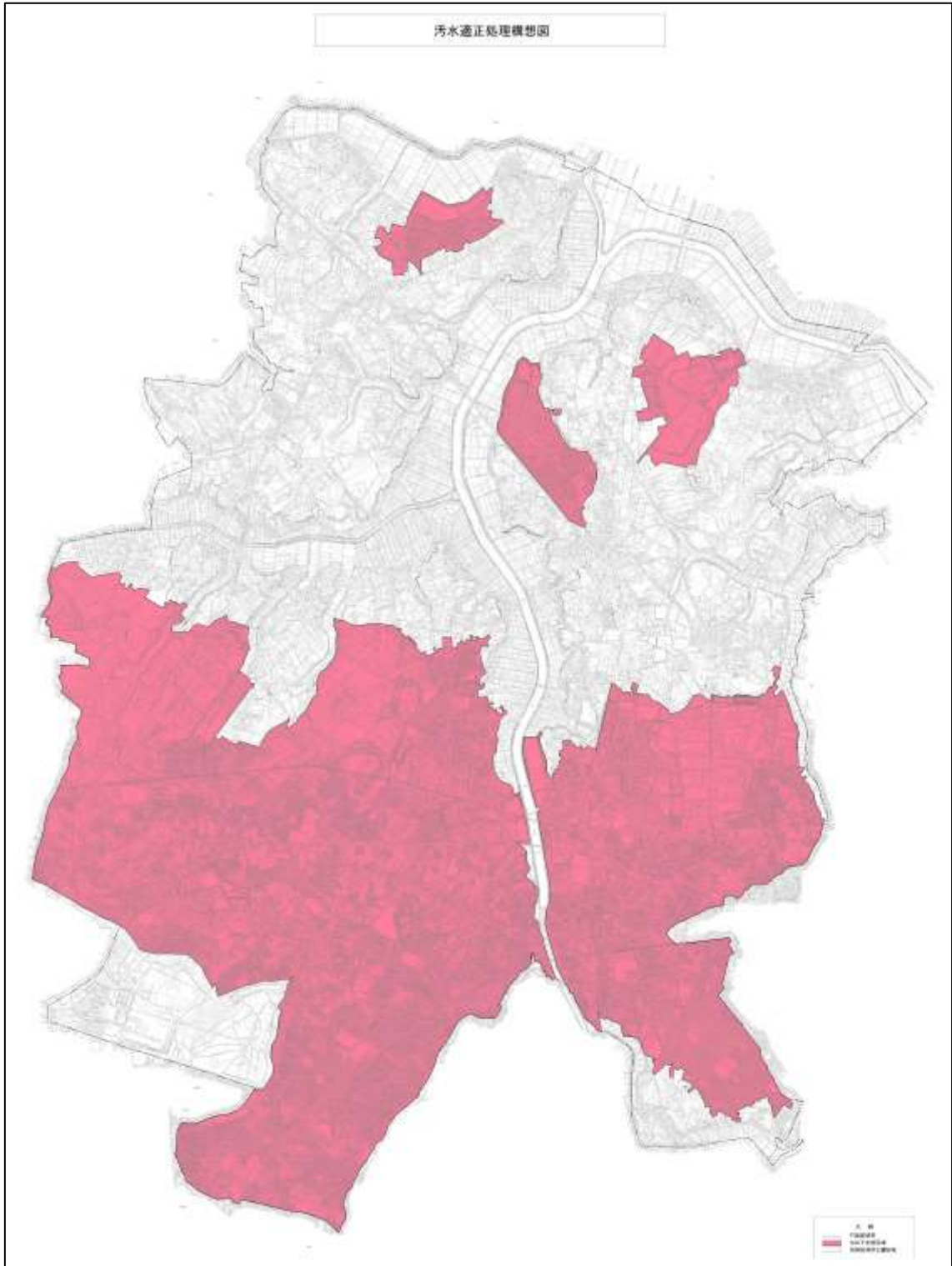


图 2 八千代市污水適正处理構想図